

平成19年度税制改正のポイント

平成19年4月25日

発行 平井・鈴木税理士事務所

相模原市中央2-3-19

電話 042-755-5992

今年、減価償却制度、リース会計、法人税の留保金課税について大きな改正がありました。詳しくは、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。

減価償却制度の改正

(1) 償却可能限度額の廃止

従来は、取得価額の95%までしか減価償却出来ませんでしたが、備忘価額(1円)まで償却できることになりました。

※平成19年4月1日以後取得の固定資産から適用になります。

(2) 定率法の償却率が変更になりました

定額法の償却率の2.5倍が定率法の償却率となりました。(250%定率法)これにより、従来の定率法より前倒しで償却可能となります。

※平成19年4月1日以後取得の固定資産から適用になります。

(3) 3月31日以前に取得した資産

従来の償却率、償却方法で取得価額の95%まで償却し、翌事業年度から5年間で均等償却(取得価額の1%)します。

同族会社の留保金課

同族会社は、所得の金額が一定額(定額基準の場合は2000万円)を超えた部分について通常の法人税の他に10%~20%の留保金課税があります。改正により平成19年4月1日開始事業年度から資本金等の額が1億円以下の会社が除外されることになりました。

リース取引は売買へ

ファイナンス・リース取引について、従来はリース料の支払額をリース料(賃借料)として費用経理していましたが、平成20年4月1日以後の契約分から、その資産は購入したものとして取り扱うことになります。

資産の取得価額はリース料総額で購入したものとして資産に計上し、リース料支払額を減価償却相当額として費用計上します。

リース料と減価償却費で科目は違いますが計上される費用の額に変わりはありません。しかし、貸借対照表には固定資産と未払金(未経過リース料)が計上されることになります。

なお、少額のリース取引(リース総額が3

00万円以下)の場合いに会計上は従来どおり賃貸借処理ができる予定です。

特殊支配同族会社規制

昨年の改正で、特殊支配同族会社に該当し一定の場合には業務主宰役員の役員報酬の一部を損金不算入とする改正がありました。

今年の改正で、そのうちの適用除外要件が緩和されました。具体的には、過去三年間の「法人税の所得+社長の年間役員報酬」の平均が800万円以下の場合は適用除外でしたが、改正で1600万円以下になりました。

この改正は、平成19年4月1日以後開始事業年度から適用になります。

その他の改正

(1) バリアフリー改修促進税制

- ① 居住家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に住宅ローン控除が優遇されます。
- ② バリアフリー改修工事をして申告すれば翌年度分の固定資産税が3分の1減額されることになりました。

(2) 上場株式の軽減税率の延長

現在、上場株式の配当や譲渡益に対する軽減税率10%は平成19年末で終了することになっていました。改正により、譲渡益課税については平成20年末までに、配当については21年3月末まで延長されることになりました。

(3) 事業承継税制

オーナー経営者が保有する自社株を子に贈与をして一定の要件を満たす場合で相続時精算課税の適用を受ける場合は特別控除額(2500万円)を500万円上乘せして適用を受けることが出来ことになりました。この改正は、平成19年1月1日~平成20年12月31日までに行われた贈与について適用されます。

(4) 特定事業用資産の買換え特例の延長

所有期間が10年を超える特定事業用資産の買換え特例が平成20年末まで延長になりました。